

周消危第160号
令和4年10月17日

石油コンビナート関係事業所長 様

周南市消防長 藤 井 陽 治

製造所等における携帯型電子機器の使用について（通知）

近年、タブレット端末等（以下「携帯型電子機器」という。）による製造所等の点検及び設備保全など、危険物保安に係る技術が進歩し、いわゆる「スマート保安」の分野において当該携帯型電子機器を導入する事業所も多く見られ、これらの自主保安体制の強化により、危険物施設の維持管理が確実に行われることとなり、更なる安全性の向上が期待できるところです。

このことから、今回、スマート保安の早期確立を目的に、製造所等において携帯型電子機器を使用するためのガイドラインを別添のとおり定めましたので通知します。

なお、この通知は、消防法第10条第3項に係るものであって、同法第10条第4項の技術上の基準に適用するものではありませんので念のため申し添えます。

連絡先

周南市消防本部危険物保安課

TEL 22-8774

FAX 31-8533

別添

製造所等における携帯型電子機器の使用について（ガイドライン）

- 1 携帯型電子機器は、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」（平成30年8月20日付消防危第154号消防庁危険物保安室長通知）を準用できること。

この場合、「給油空地等」を「製造所等」に読み替えること。

- 2 当該携帯型電子機器を使用するときは、「製造所等の工事に係る変更許可等の運用指針の特例運用」（令和3年3月15日付周消危第321号消防長通知）3（1）及び（2）の要件を満たす組織によりその安全性を確認すること。

- 3 使用にあっては、事前に設備変更届により機器の仕様及び安全管理に関し必要な資料を提出すること。